

従業員のモチベーションアップにも繋がる

# 就業規則の徹底見直し

自社の就業規則を最新の状態へアップデートしよう

就業規則は会社の憲法です。従業員の働き方のルールは法令に基づき、就業規則で定めることが労働基準法でも義務付けられていますが、毎年のように改正される法令に追いつくのは至難の業で、一度作成されただけで放置されたままの就業規則も少なくありません。本講習会では、自社の就業規則を見直し、どこを改正しなければならないのか、どの点が不足しているのかを知っていただくことを目的としています。規律、労働時間、福利厚生面などの面でも自信の持てる就業規則を目指してわかりやすく解説致します。

〈講師プロフィール〉

くらなかかずひろ

蔵中一浩 氏

横浜リンケージ社労士事務所代表

・特定社会保険労務士

管理回収業務に従事し、支店と本部にて数多くの中小企業との相談、折衝に当たる。平成25年独立し横浜市内に社会保険労務士事務所を開設。社労士の枠にとらわれず、30年におよぶ銀行員としての豊富な経験を中小企業経営のために活用すべく現在活動中。セミナーも商工会議所、法人会等で積極的に開催している。またハラスメント防止コンサルタント、年金アドバイザー2級の資格も持つ。



1. 就業規則の法的位置付けとその役割
2. 就業規則に記載すべき範囲
  - ① 絶対的記載事項
  - ② 相対的記載事項
  - ③ 任意的記載事項
3. 就業規則の成立要件と手続き方法
4. 最近時の重要な労働関係法令改正点
5. 就業規則の見直しチェックポイント
  - ① 労働賃金、休憩
  - ② 休日、休暇、休職
  - ③ 賃金、賞与、退職金
  - ④ 退職、定年
  - ⑤ 懲戒
  - ⑥ その他

日時: 12月6日(金)  
14:00~16:00

会場: 加古川商工会議所  
4階会議室 (加古川町溝之口 800)

受講料: 無料 (会員・非会員 問わず) 定員: 30名

対象: 中小・小規模事業者

主催: 加古川商工会議所  
TEL: 079-424-3355

12/6(金)『就業規則の徹底見直し』参加申込フォーム

●スマートフォン・タブレットなどからは、右記 QR コードからお申込ください

(商工会議所 HP からもお申込できます)

